

意見書

2025年3月19日
ソニーグループ株式会社
田辺 蘭子

所用のため、本専門グループの会議を欠席いたしますので、以下の通り、書面にて意見を提出いたします。

1. P.25「考慮すべき事項」について

本内容に賛同いたします。

2. P.27「自主規制機関の在り方」について

本内容に賛同いたします。

3. P.29「サステナビリティ保証制度の全体像」について

本内容に賛同いたします。

加えて、前回の議論を踏まえ、以下の2点について、論点として検討に加えてはいかがでしょうか。

(1) 内部専門家および内部監査部門の実施手続・結果の活用について

保証業務実施者の業務負担を軽減する観点から、企業内部の専門家や内部監査部門が実施した手続の一部を、外部の保証業務実施者が依拠することの可否について検討すべきではないかと考えます。これは、現在においても内部統制監査において広く採用されている実務であり、サステナビリティ保証においても同様の枠組みの適用が検討されるべきと考えます。

(2) 他の保証業務実施者の実施結果への依拠について

親会社の保証業務実施者が短期間でグローバルに専門家を充足することは困難であると考えられます。そのため、一定の期間を定め、また一定の範囲や程度を限定したうえで、親会社の保証業務実施者が、自己が属する国際ネットワークとは異なる別のネットワークファーム、または別の保証業務実施者の実施結果に依拠することの可否についても検討が必要ではないでしょうか。これは、財務情報の監査が国際化する過程において広く行われてきた実務であり、サステナビリティ保証の枠組みにおいても一定の合理性があると考えます。

4. P.32「任意保証」について

(1) 制度上の保証業務の要件を満たす場合

制度上の保証業務の要件を満たしている場合には、有価証券報告書に保証報告書を添付することを認めることが適当であると考えます。任意で保証を受け、その旨を開示することを希望する作成会社にとって、開示の信頼性向上につながると考えます。

(2) 制度上の要件を満たさない場合

制度上の要件を満たさない場合には、有価証券報告書への保証報告書の添付は認めるべきではないと

考えます。制度保証と任意保証の混同が生じる可能性があり、投資家や市場関係者に誤解を与える恐れがあるためです。ただし、要件を満たさない場合でも、保証報告書の添付を希望する意見がある場合は、直ちに否定するのではなく、その是非について慎重な議論を行うことが望ましいと考えます。

5. 終わりに

前回の意見の繰り返しになりますが、サステナビリティ情報の保証に関する制度設計を進めるにあたり、米国・欧州において法定開示時期の延期が検討され、保証業務の枠組みが未だ確立されていない現状を踏まえ、慎重に検討を進めていただきたく存じます。

以上